

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
遊興施設等 (第11号)	キャバレー	<p><b>1 飲食店許可なし</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)</li> <li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること (法第24条第9項)</li> <li>● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること (法第24条第9項)</li> <li>● 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること (法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・ 入場をする者の整理等</li> <li>・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業を行う場所の消毒</li> <li>・ 入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)</li> </ul> <p><b>2 飲食店許可あり</b></p> <p>(1) 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下の①又は②のいずれか一方とすること (法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 営業時間 : 5時から21時までの間 酒類の提供・持込 : 11時から20時までの間</li> <li>② 営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない</li> </ul> </li> <li>● 同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること (法第24条第9項) ※ ※ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、同一グループの同一テーブルへの5人以上の案内を可とする</li> <li>● 認証基準を適切に遵守して営業すること (法第24条第9項)</li> </ul> <p>(2) 点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 以下のとおりとすること (法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"> <li>営業時間 : 5時から20時までの間</li> <li>酒類の提供・持込 : 行わない</li> </ul> </li> <li>● 同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること (法第24条第9項)</li> </ul> <p>(3) カラオケ設備を提供している店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること (法第24条第9項)</li> </ul> <p>(4) 上記(1)～(3)の店舗に共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 業種別ガイドラインの遵守を要請 (法第24条第9項)</li> </ul>
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー（接待や遊興を伴うもの）	
	ダーツバー	
	パブ	
	性風俗店	
	アダルトショップ	
	個室ビデオ店	
	カラオケボックス	
	射的場	
	ライブハウス	
	場外馬（車・舟）券場	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
運動施設 (第9号)	体育館	<p>●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)</p> <p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）</p> <p>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）</p> <p>●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p>
	水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	野球場	
	テニス場	
	柔剣道場	
	弓道場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
遊技場 (第9号)	マージャン店	<p>●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)</p> <p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）</p> <p>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）</p> <p>●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p>
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
遊技場 (第9号)	テーマパーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)</li> <li>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）</li> <li>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）</li> <li>●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> <li>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li> </ul>
	遊園地	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
劇場等 (第4号)	劇場	●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)
	観覧場	
	演芸場	●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
	映画館	
	プラネタリウム	
		●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
		●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に 規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
	●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
集会・展示施設 (第5号、6号)	集会場	<p>●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)</p> <p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）</p> <p>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）</p> <p>●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p>
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
博物館等 (第10号)	博物館	<p>●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)</p> <p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）</p> <p>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）</p> <p>●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p>
	美術館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
ホテル等 (第8号)	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
		●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
		●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に 規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）
		・従業員に対する検査の勧奨
		・入場をする者の整理等
		・発熱等の症状のある者の入場の禁止
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒
		・入場をする者に対するマスク着用周知
		・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)
		・施設の換気
		・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
		●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）



お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
商業施設 (第7号、12号)	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
	住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）	
	古物商（質屋を除く。）	
	金券ショップ	●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に 規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ	
	DVD/ビデオレンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	整体院（※1）	※1 主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、 要請・協力依頼の対象外とする。
	エステサロン	
	日焼けサロン	※2 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、 高級宝飾雑貨 等
	脱毛サロン	
	写真屋	
	フォトスタジオ	
豪奢品販売（高級衣料品等（※2）、高級オーディオ等）		
美術品販売		
展望室		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
飲食店等 （第14号） （宅配・テークアウトを除く。）	飲食店	(1) 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける 「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 ●以下の①又は②のいずれか一方とすること（法第31条の6第1項） ①営業時間 : 5時から21時までの間 酒類の提供・持込 : 11時から20時までの間 ②営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない ●同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること （法第24条第9項）※ ※ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、同一グループの同一テーブルへの5人以上の案内を可とする ●認証基準を適切に遵守して営業すること（法第24条第9項） (2) 点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 ●以下のとおりとすること（法第31条の6第1項） 営業時間 : 5時から20時までの間 酒類の提供・持込 : 行わない ●同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること （法第24条第9項） (3) カラオケ設備を提供している店舗 ●利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項） (4) 上記(1)～(3)の店舗に共通 ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
	料理店	
	喫茶店	
	和菓子・洋菓子店	
	タピオカ屋	
	居酒屋	
	屋形船	
	バー（接待や遊興を伴わないもの）	

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
医療施設（※）	病院	<p><b>時短要請等対象外</b></p> <p>※ 国家資格有資格者が治療等を行うもの以外の施設は以下のとおり。</p> <p>●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること （法第24条第9項）</p> <p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）</p> <p>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）</p> <p>●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p>
	診療所	
	歯科	
	薬局	
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	
	柔道整復	
生活必需物資 販売施設 （豪奢品（※1） を除く）	卸売市場	<p><b>時短要請等対象外</b></p> <p>※1 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、高級オーディオ等</p> <p>※2 移動販売店舗を含む。</p>
	食料品売り場（※2）	
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	スーパーマーケット	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
住宅・宿泊施設	ホテル	<b>時短要請等対象外</b>
	カプセルホテル	
	旅館	
	民泊	
	共同住宅	
	寄宿舍	
	下宿	
	ラブホテル	
	ウィークリーマンション	
交通機関等	バス	<b>時短要請等対象外</b>
	タクシー	
	レンタカー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス（宅配等を含む）	
工場等	工場	<b>時短要請等対象外</b>
	作業場	
金融機関・官公署等	銀行	<b>時短要請等対象外</b>
	消費者金融	
	A T M	
	証券取引所	
	証券会社	
	保険代理店	
	事務所	
	官公署	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
その他 （豪奢品※を除く。）	貸倉庫	<b>時短要請等対象外</b> ※ 海外の高級ブランド品、オーダーメイドの高級服飾品・靴、高級宝飾雑貨などの高級衣料品等、高級オーディオ等
	郵便局	
	メディア	
	不動産業者	
	火葬場	
	獣医	
	ペットホテル	
	たばこ屋（たばこ専門店）	
	ブライダルショップ	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店	
	園芸用品店	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	鍵屋	
	100円ショップ	
	駅売店	
	家具屋	
	自動車販売店、カー用品店	
	花屋	
	ランドリー	
ごみ処理関係		
神社		
寺院		
教会		

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
学校 (第1号)	幼稚園	<p>●以下の事項を徹底すること（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染防止策の実施</li> <li>・大学等においては、部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起</li> <li>・大学等においては、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること</li> <li>・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること</li> </ul> <p>●大学等においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること（法第24条第9項）※</p> <p>※ただし、「対象者全員検査」制度等を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を可とする</p>
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専修学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
保育所等 (第2号)	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	
	学童クラブ	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	
大学等 (第3号)	大学	
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容	
集会場等  (第5号)	結婚式場	<p>(1) 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●以下の①又は②のいずれか一方とすること（法第31条の6第1項）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①営業時間 : 5時から21時までの間</li> <li>酒類の提供・持込 : 11時から20時までの間</li> <li>②営業時間 : 5時から20時までの間</li> <li>酒類の提供・持込 : 行わない</li> </ul> </li> <li>●同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること（法第24条第9項）※</li> </ul> <p>※ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、同一グループの同一テーブルへの5人以上の案内を可とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認証基準を適切に遵守して営業すること（法第24条第9項）</li> </ul> <p>(2) 点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●以下のとおりとすること（法第31条の6第1項）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>営業時間 : 5時から20時までの間</li> <li>酒類の提供・持込 : 行わない</li> </ul> </li> <li>●同一グループの同一テーブルへの案内を4人以内とすること（法第24条第9項）</li> </ul> <p>(3) カラオケ設備を提供している店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）</li> </ul> <p>(4) 上記（1）～（3）の店舗に共通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</li> </ul>	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
集会場等 （第5号）	葬祭場	●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること （法第24条第9項）
		●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
		●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
		●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に 規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止                          （すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置                          （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul>
		●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）



お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
博物館等 (第10号)	図書館	●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)
		●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
		●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
		●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に 規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）
		・従業員に対する検査の勧奨
		・入場をする者の整理等
		・発熱等の症状のある者の入場の禁止
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒
		・入場をする者に対するマスク着用周知
		・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)
		・施設の換気
		・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
	●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
遊興施設 (第11号)	マンガ喫茶	<p>●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)</p> <p>●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）</p> <p>●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）</p> <p>●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</li> </ul> <p>●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）</p>
	ネットカフェ	

お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
商業施設 (第12号)	銭湯（※）	●イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)
	理容室	
	美容店	●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
	質屋	
	貸衣装屋	
	クリーニング店	●長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
		●新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に 規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項）
		・従業員に対する検査の勧奨
		・入場をする者の整理等
		・発熱等の症状のある者の入場の禁止
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒
		・入場をする者に対するマスク着用周知
		・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)
		・施設の換気
	・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)	
	●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）	
	※物価統制令の対象となるもの	

## お問い合わせの多い施設（一覧表）

種類	施設	措置等の内容
学習塾等 (第13号)	自動車教習所	● イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること (法第24条第9項)
	学習塾	
	オンライン授業	● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、 こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、 基本的な感染防止策を徹底すること（法第24条第9項）
	家庭教師	
	英会話教室	
	音楽教室	● 長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避ける ことについて、利用者への注意喚起を図ること（法第24条第9項）
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	● 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5に 規定される以下の各措置を実施すること（法第31条の6第1項） ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	
	● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）	